

令和 8 年度

中小企業者向け融資制度



福島市
FUKUSHIMA CITY

福島市商工観光部

各種申請に当たっては、福島市ホームページに掲載している様式をご使用ください。

[福島市融資制度 総合案内](#)

[検索](#)



目 次

1	福島市中小企業融資制度	2
	福島市中小企業一般融資	4
	福島市中小企業ゼロカーボン資金融資	8
	福島市組織資金融資	15
	条件変更の特例措置について	17
2	福島市中小企業信用保証料補助金	20
3	福島市緊急経済対策資金融資制度信用保証料補助金 (早期完済時の手続き)	31
4	福島市創業応援利子補給事業補助金	34

【問い合わせ先】

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

1～3について 産業雇用政策課 産業政策係

TEL：(024) 515-7746

FAX：(024) 535-1401

E-mail：sangyou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

4について 産業雇用政策課 創業推進係

TEL：(024) 525-7658

FAX：(024) 535-1401

E-mail：sangyou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

1 福島市中小企業融資制度

融資制度		中小企業一般融資	
		一般枠	震災特別枠
融資の対象		原則として1年以上市内に住所を有し（1年以上市内に住所を有する個人事業主が市内において法人化した場合を含む）、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者 （信用保証協会対象業種）	
			・事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの。 ・最近3ヶ月間の売上高が、震災の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの。
融 資 の 条 件	使 途	運 転 ・ 設 備	
	限 度 額	運 転 ・ 設 備 1 企 業 2,000万円以内	運 転 ・ 設 備 1 企 業 3,000万円以内
	期 間	運 転 10年以内 設 備 15年以内	運 転・設 備 10年以内
	返 済 方 法	分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める （1年以内の据置を認める）	分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める （2年以内の据置を認める）
	利 率 （固定）	貸付期間5年以内のとき 年利 2.0%以内 貸付期間5年超10年以内のとき 年利 2.1%以内 貸付期間10年超15年以内のとき 年利 2.4%以内	年利 1.7%以内
	信用保証協会の保証の要否	保証を要す 1 / 2 補助（50万円限度）	
	保 証 人 及 び 担 保	法人等 必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個 人 必要に応じて徴求する。	
	申 込 の 窓 口	東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 の 時 期	随 時	令和9年3月31日までに 融資申し込み完了とする	

福島市中小企業
信用保証料補助金
※詳細はP20を参照

融資制度	中小企業ゼロカーボン資金融資		組織資金融資	
	開発資金枠	導入資金枠		
融資の対象	<p>原則として1年以上市内に住所を有し（1年以上市内に住所を有する個人事業主が市内において法人化した場合を含む）、同一事業を1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者 （信用保証協会対象業種）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備及び附随する製品 ・省エネルギー設備及び附随する製品 ・蓄エネルギー設備及び附随する製品 ・省エネルギー又は省資源化に資する製品 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備 ・省エネルギー設備 ・蓄エネルギー設備 ・省エネルギー又は省資源化に資する製品 ・次世代自動車又は充電設備等 	<p>「中小企業団体の組織に関する法律」「中小企業等協同組合法」「商店街振興組合法」の各法に基づく組合及び中小規模の事業者を構成員とした共同出資会社等の法人であって、市及び金庫において認める団体</p>	
融 資 の 条 件	使 途	<p>運転（及び附帯する設備） ※開発済製品の販売促進を含む</p>	<p>設備（及び附帯する運転）</p>	<p>運 転 ・ 設 備 ・ 転 貸</p>
	限 度 額	<p>1企業 5,000万円以内</p>	<p>1企業 5,000万円以内</p>	<p>1組合 1億5千万円以内 （ただし、転貸資金1企業 2,000万円以内）</p>
	期 間	<p>10年以内</p>	<p>15年以内</p>	<p>運 転 10年以内 設 備 15年以内</p>
	返 済 方 法	<p>分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める （1年以内の据置を認める）</p>	<p>分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める （1年以内の据置を認める）</p>	<p>分割、返済期間1年以内の場合、一括も認める （1年以内の据置を認める）</p>
	利 率 (固定)	<p>年利 1.5%以内</p>	<p>貸付期間5年以内のとき 年利 1.6%以内 貸付期間5年超10年以内のとき 年利 1.7%以内 貸付期間10年超15年以内のとき 年利 2.0%以内</p>	<p>貸付期間10年以内のとき 年利 2.0%以内 貸付期間10年超15年以内のとき 年利 2.3%以内</p>
	信用保証協会の保証の要否	<p>保証を要す 2/3補助（50万円限度）</p>		<p>原則として不要</p>
	保証人及び担保	<p>法人等 必要に応じて徴求する。 ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 個人 必要に応じて徴求する。</p>		<p>保証人 1名以上 必要に応じ担保要求</p>
	申 込 の 窓 口	<p>東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫</p>		<p>商工組合中央金庫</p>
申 込 の 時 期	<p>随 時</p>		<p>随 時</p>	

福島市中小企業一般融資要綱（抜粋）

（目 的）

第1条 この制度は、市内中小企業者の経営基盤の強化のため、資金の供給の円滑化を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

（預 託）

第3条 福島市（以下「市」という。）は、第1条の目的達成のため、財政資金を市の指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。別表1）に預託するものとする。

2 福島県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）は、取扱金融機関に対し、前項の預託額の5倍に相当する額を保証するものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の預託金を原資として預託額の5倍に相当する額を市内中小企業者に対し融資するものとする。

（融資対象）

第4条 融資の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 一般枠

原則として1年以上市内に住所を有し（1年以上市内に住所を有する個人事業主が市内において法人化した場合を含む。以下同じ。）、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者とする。

(2) 震災特別枠

平成23年東日本大震災又は福島第一原子力発電所事故（以下「震災等」という。）により事業活動に影響を受け、原則として1年以上市内に住所を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、市税の未納がない中小企業者で次のいずれかに該当するものとする。

- ① 震災等により事業用資産の罹災証明書の交付を受けたもの。
- ② 最近3ヶ月間の売上高等が、震災等の影響を受ける直前の同期に比して5%以上減少しているもの。（様式第1号）

（適用期間）

第5条 前条第2号に該当し融資を受けようとするものは、取扱金融機関に令和9年3月31日までに融資申し込みをしなければならない。

（貸付条件）

第6条 取扱金融機関が第3条第3項の融資を行う場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 一般枠

- | | | |
|---------|----------------------|--------------|
| ① 資金の用途 | 経営基盤の強化に必要な運転資金、設備資金 | |
| ② 貸付金額 | 運転資金 | 1企業2,000万円以内 |
| | 設備資金 | 1企業2,000万円以内 |
| ③ 融資期間 | 運転資金 | 10年以内 |

- 設備資金 15年以内
- ④ 返済方法 分割返済とする(1年以内の据置を認める。)。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 必要に応じて徴求する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
個人の場合 必要に応じて徴求する。
- ⑥ 貸付利率 貸付期間5年以内 固定 年利2.0%以内
貸付期間5年超10年以内 固定 年利2.1%以内
貸付期間10年超15年以内 固定 年利2.4%以内
- ⑦ 信用保証料 貸付金額に対する年間の責任共有保証料率は、次のとおりとする。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

ただし、信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

(2) 震災特別枠

- ① 資金の用途 事業の再建に必要な運転資金、設備資金
- ② 貸付金額 運転資金 1企業3,000万円以内
設備資金 1企業3,000万円以内
- ③ 融資期間 運転資金 10年以内
設備資金 10年以内
- ④ 返済方法 分割返済とする(2年以内の据置を認める。)。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 必要に応じて徴求する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
個人の場合 必要に応じて徴求する。
- ⑥ 貸付利率 固定 年利1.7%以内
- ⑦ 信用保証料 貸付金額に対する年間の責任共有保証料率は、次のとおりとする。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

ただし、信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

2 利用限度額(本資金の貸付残高を含む。)は、一般枠及び震災特別枠いずれも運転資金及び設備資金を合わせて次のとおりとする。

- (1) 一般枠 1企業2,000万円

(2) 震災特別枠 1企業3,000万円

(融資申込み)

第7条 本資金の融資を受けようとする者は、次に掲げる書類を取扱金融機関に提出しなければならない。

(1) 市税の直近の納税証明書又は完納証明書の写し

(2) 取扱金融機関及び信用保証協会並びに市長が必要と認める書類

(取扱金融機関の審査)

第8条 前条の書類等を受理した取扱金融機関は、速やかに内容の審査を行い、信用保証協会の求める書類を添えて信用保証協会に送付するものとする。

(信用保証協会の審査)

第9条 前条の書類等を受理した信用保証協会は、速やかに内容の審査を行い、保証することが適当と認めるときは、信用保証書を当該取扱金融機関に送付するものとする。

(融資実行)

第10条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(保証融資状況の報告)

第11条 信用保証協会は、その月分の保証融資状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

【取扱金融機関】

東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫
--

福島市中小企業一般融資（震災特別枠）の融資申込要件に関する報告書

年 月 日

取扱金融機関 様

(申請者)

住所

名称及び

代表者氏名

連絡先(電話番号)

私は、業を営んでいますが、平成23年東日本大震災又は福島第一原子力発電所事故による経済の収縮等の影響により、下記のとおり売上高等の減少が生じ、経営の安定に支障が生じておりますことを報告いたします。

1. 売上高等 ※1

最近3カ月間の売上高等

$(B) - (A) / (B) \times 100$

減少率 % (5%以上)

売上高 (最近3ヶ月)

記

(A)：申請時点における最近3カ月間の売上高等

円

(B)：震災の影響を受ける直前の(A)の期間に対応する3カ月間の売上高等

円

2. 売上高(最近3ヶ月)の確認資料

試算表

決算資料

確定申告書資料

売上台帳

その他 ()

上記の該当する項目にチェックをしてください。

対象月	対比年 (年)	対象月	今年
月	円	月	円
月	円	月	円
月	円	月	円
計 (B)	円	計 (A)	円

※1 売上等の見込額の比較はできません。売上等の実績額の比較とします。 (注) 本書とは別に信用保証協会又は金融機関による金融上の審査があります。

福島市中小企業ゼロカーボン資金融資要綱（抜粋）

（目 的）

第1条 この制度は、市内中小企業者のゼロカーボンに向けた取り組みに対する資金繰り支援を通じて、中小企業者の持続可能な経営及びゼロカーボン関連産業の振興を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

（預 託）

第3条 福島市（以下「市」という。）は、第1条の目的達成のため、財政資金を市の指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。別表1）に預託するものとする。

2 福島県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）は、取扱金融機関に対し、前項の預託額の3倍に相当する額を保証するものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の預託金を原資として預託額の3倍に相当する額を市内中小企業者に対し融資するものとする。

（融資対象）

第4条 融資の対象は次のとおりとし、かつ、原則として1年以上市内に住所を有し（1年以上市内に住所を有する個人事業主が市内において法人化した場合を含む。）、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者とする。

(1) 開発資金枠（別表2）

- ① 再生可能エネルギー設備及び附随する製品
- ② 省エネルギー設備及び附随する製品
- ③ 蓄エネルギー設備及び附随する製品
- ④ 省エネルギー又は省資源化に資する製品
- ⑤ その他

(2) 導入資金枠（別表3）

- ① 再生可能エネルギー設備
- ② 省エネルギー設備
- ③ 蓄エネルギー設備
- ④ 省エネルギー又は省資源化に資する製品
- ⑤ 次世代自動車又は充電設備等
- ⑥ その他

（貸付条件）

第5条 取扱金融機関が第3条第3項の融資を行う場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 開発資金枠

- ① 資 金 の 使 途 前条第1号に定める設備等の開発又は開発済製品の販売促進に必要な運転資金、及び、附帯する設備資金
- ② 貸 付 金 額 1企業5,000万円以内

- ③ 融 資 期 間 10年以内
- ④ 返 済 方 法 分割返済とする(1年以内の据置を認める。)。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 必要に応じて徴求する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
個人の場合 必要に応じて徴求する。
- ⑥ 貸 付 利 率 固定 年利1.5%以内
- ⑦ 信 用 保 証 料 貸付金額に対する年間の責任共有保証料率は、次のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

ただし、信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

(2) 導入資金枠

- ① 資 金 の 使 途 前条第2号に定める設備等の導入に必要な設備資金、及び、附帯する運転資金
- ② 貸 付 金 額 1企業5,000万円以内
- ③ 融 資 期 間 15年以内
- ④ 返 済 方 法 分割返済とする(1年以内の据置を認める。)。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 必要に応じて徴求する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
個人の場合 必要に応じて徴求する。
- ⑥ 貸 付 利 率 貸付期間5年以内 固定 年利1.6%以内
貸付期間5年超10年以内 固定 年利1.7%以内
貸付期間10年超15年以内 固定 年利2.0%以内
- ⑦ 信 用 保 証 料 貸付金額に対する年間の責任共有保証料率は、次のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

ただし、信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

2 1企業の利用限度額(本資金の貸付残高を含む。)は、開発資金枠及び導入資金枠を合わせて5,000万円とする。

(融資申込み)

第6条 本資金の融資を受けようとする者は、福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。

- (1) 市税の直近の納税証明書又は完納証明書の写し
- (2) 取扱金融機関及び信用保証協会並びに市長が必要と認める書類

(取扱金融機関の審査)

第7条 前条の申込書等を受理した取扱金融機関は、速やかに内容の審査を行い、申込書等に信用保証協会の求める書類を添えて信用保証協会に送付するものとする。

(信用保証協会の審査)

第8条 前条の書類等を受理した信用保証協会は、速やかに内容の審査を行い、保証することが適当と認めるときは、信用保証書を当該取扱金融機関に送付するものとする。

2 信用保証協会は、市長と協議の上、保証承諾の判断を行うものとする。

(融資実行)

第9条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(保証融資状況の報告)

第10条 信用保証協会は、その月分の保証融資状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

【取扱金融機関】

東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫
--

別表 2 (第 4 条第 1 号関係)

【開発資金枠】

区 分	融資対象製品の例
①再生可能エネルギー設備及び附随する製品	太陽光発電システム、風力発電システム、水力発電システム、バイオマス発電システム、太陽熱給湯設備、地熱利用空調システムなど、又は、これらに附随する製品、メンテナンス機器など
②省エネルギー設備及び附随する製品	生産設備、ヒートポンプシステム、廃熱利用設備、高効率給湯器（家庭用燃料電池、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器、ヒートポンプ給湯器）、高効率空調システム、コジェネレーションシステム（燃料電池など）、エネルギーマネジメントシステム、高効率照明（LED照明等）など、又は、これらに附随する製品、メンテナンス機器など
③蓄エネルギー設備及び附随する製品	蓄電池など、又は、これらに附随する製品、メンテナンス機器など
④省エネルギー又は省資源化に資する製品	高断熱ガラス、断熱材、自然採光を活用した設備、屋上緑化、プラスチック代替製品（石油由来のプラスチック製品の素材を、紙製、木製、生分解性プラスチック製、バイオマスプラスチック製などに置きかえた製品）など、又は、これらに附随する製品、メンテナンス機器など
⑤その他	市長が認めるもの

別表 3 (第 4 条第 2 号関係)

【導入資金枠】

区 分	融資対象製品の例
①再生可能エネルギー設備	太陽光発電システム、風力発電システム、水力発電システム、バイオマス発電システム、太陽熱給湯設備、地熱利用空調システムなど
②省エネルギー設備	生産設備、ヒートポンプシステム、廃熱利用設備、高効率給湯器（家庭用燃料電池、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器、ヒートポンプ給湯器）、高効率空調システム、コジェネレーションシステム（燃料電池など）、エネルギーマネジメントシステム、高効率照明（LED照明等）など
③蓄エネルギー設備	蓄電池など
④省エネルギー又は省資源化に資する製品	高断熱ガラス、断熱材、自然採光を活用した設備、屋上緑化など
⑤次世代自動車又は充電設備等	電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）、電気自動車充電設備、電気自動車充給電設備、燃料電池自動車充填設備、外部給電機など
⑥その他	市長が認めるもの

福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書

年 月 日

（取扱金融機関）

様

（申込者）住所

氏名

※法人は、代表者役職・代表者名を併記

融資枠： 1 開発資金枠（ 開発済製品の販売促進 ） 2 導入資金枠

区分： _____

No	製品名称	概要
1		
2		
3		

- ・「融資枠」は、該当番号に○を付ける。開発済製品の販売促進の場合はチェックする。
 - ・「区分」は、第4条の融資対象名を記載する。
 - ・「製品名称」欄は、開発予定（開発済）の製品名、又は、導入予定の製品名を記載する。
 - ・「概要」欄は、開発資金枠は、開発製品の詳細又は開発済製品の販売促進内容、費用内訳及び開発した時期を記載する。導入資金枠は、導入製品の詳細、数量などを記載する。
 - ・「開発資金枠」は、開発製品又は開発済製品の概要が分かる資料を添付する。
 - ・「導入資金枠」は、導入製品の概要（仕様書、カタログ等の写し）が分かる資料を添付する。
- なお、省エネルギー設備を設備更新する場合は、更新前よりCO2排出量が減少することが確認できる資料を添付する。

開発資金枠記入例

様式第1号（第6条関係）

福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書

令和 ○年 4月 1日

（取扱金融機関）

〇〇銀行 様

（申込者）住所 福島市五老内町3-1
ゼロカーボン産業開発株式会社
氏名 代表取締役 産業 太郎

※法人は、代表者役職・代表者名を併記

融資枠： 1 開発資金枠（ 開発済製品の販売促進 ） 2 導入資金枠

区分：再生可能エネルギー設備及び附随する製品

No	製品名称	概要
1	太陽光発電用パワコン点検システム	太陽光発電のパワーコンディショナーを効率的に点検できるシステム
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>「区分」は、次のいずれかを記載してください。</p><ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギー設備及び附随する製品省エネルギー設備及び附随する製品蓄エネルギー設備及び附随する製品省エネルギー又は省資源化に資する製品</div>		

- ・「融資枠」は、該当番号に○を付ける。開発済製品の販売促進の場合はチェックする。
 - ・「区分」は、第4条の融資対象名を記載する。
 - ・「製品名称」欄は、開発予定（開発済）の製品名、又は、導入予定の製品名を記載する。
 - ・「概要」欄は、開発資金枠は、開発製品の詳細又は開発済製品の販売促進内容、費用内訳及び開発した時期を記載する。導入資金枠は、導入製品の詳細、数量などを記載する。
 - ・「開発資金枠」は、開発製品又は開発済製品の概要が分かる資料を添付する。
 - ・「導入資金枠」は、導入製品の概要（仕様書、カタログ等の写し）が分かる資料を添付する。
- なお、省エネルギー設備を設備更新する場合は、更新前よりCO2排出量が減少することが確認できる資料を添付する。

導入資金枠記入例

様式第1号（第6条関係）

福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書

令和 ○年 4月 1日

（取扱金融機関）

〇〇銀行 様

（申込者）住所 福島市五老内町3-1
ゼロカーボン設備導入株式会社
氏名 代表取締役 設備 太郎

※法人は、代表者役職・代表者名を併記

融資枠： 1 開発資金枠（ 開発済製品の販売促進 ） 2 導入資金枠

区分： 次世代自動車又は充電設備等

No	製品名称	概要
1	電気自動車充電設備	本社敷地の隣の空きスペースを活用し、商用の急速充電機を3基整備する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>「区分」は、次のいずれかを記載してください。</p><ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー設備・省エネルギー設備・蓄エネルギー設備・省エネルギー又は省資源化に資する製品・次世代自動車又は充電設備等</div>		

- ・「融資枠」は、該当番号に○を付ける。開発済製品の販売促進の場合はチェックする。
 - ・「区分」は、第4条の融資対象名を記載する。
 - ・「製品名称」欄は、開発予定（開発済）の製品名、又は、導入予定の製品名を記載する。
 - ・「概要」欄は、開発資金枠は、開発製品の詳細又は開発済製品の販売促進内容、費用内訳及び開発した時期を記載する。導入資金枠は、導入製品の詳細、数量などを記載する。
 - ・「開発資金枠」は、開発製品又は開発済製品の概要が分かる資料を添付する。
 - ・「導入資金枠」は、導入製品の概要（仕様書、カタログ等の写し）が分かる資料を添付する。
- なお、省エネルギー設備を設備更新する場合は、更新前よりCO2排出量が減少することが確認できる資料を添付する。

福島市組織資金融資要綱（抜粋）

（目 的）

第1条 この制度は、市内中小企業者の組織活動を通じた企業構造の高度化と、中小企業の近代化及び合理化の促進のため、組合等が必要とする資金の供給の円滑化を図ることを目的とする。

（預 託）

第2条 福島市（以下「市」という。）は、この要綱の目的達成のため、財政資金を、商工組合中央金庫（以下「金庫」という。）に預託するものとする。

2 金庫は、前項の預託金を原資として預託金の3倍に相当する額を市内中小企業者で組織する組合に対し融資するものとする。

（借入資格）

第3条 この要綱により借入できるものは、次の各法に基づく組合であって市及び金庫において認める団体とする。

「中小企業団体の組織に関する法律」

「中小企業等協同組合法」

「商店街振興組合法」

2 前項に掲げるもののほか、商工組合中央金庫法の規定に基づく貸付業務の範囲内にある中小規模の事業者をその主たる構成員とした共同出資会社等の法人であって、その共通の利益を増進するため必要な施設の設置を行う事業で市が特に認める団体とする。

（貸付条件）

第4条 金庫が第2条第2項の融資を行う場合の条件は次のとおりとする。

1 資金の用途 (1) 設備資金

共同施設を設置する場合の資金及び商工業の設備設置に要する資金

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構法による高度化事業の融資と協調することができる。

(2) 運転資金

中小企業の体質改善をはかり、経営体制の安定化に資するための運転資金で、将来自己資金等の造成によって財務構成の健全化をはかる見通しのあるもの。

(3) 転貸資金

第3条において認める団体の構成員に対する前記(1)、

(2)の転貸資金。

2 貸付金額 1組合15,000万円以内

但し、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく事業の場合はこの限りでない。

- 転貸資金は1企業2,000万円以内
- 3 融 資 期 間 原則として設備資金15年以内、運転資金10年以内
- 4 返 済 方 法 分割返済とする。ただし短期資金（1年以内）は、一括返済を認める。（ただし1年以内の据置を認める）
- 5 保証人及び担保 保証人つきの融資とし、担保は必要により徴する。
- 6 貸 付 利 率 貸付期間10年以内 年利2.0%以内
貸付期間10年超15年以内 年利2.3%以内
- 7 添 付 書 類 団体等の名簿

（融資状況の報告）

第5条 金庫はその月分の融資状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

条件変更の特例措置について

福島市の融資制度について、条件変更の特例措置を設けています。

詳しくは、下記の要綱をご参照ください。

福島市中小企業制度資金の条件変更の特例措置を定める要綱（抜粋）

（目 的）

第1条 この要綱は、最近の経済環境の変化により福島市中小企業制度資金（以下、「市制度資金」という。）の返済に困難をきたしている中小企業者に対し、市制度資金の条件変更の特例措置を定め、もって中小企業者の金融の円滑化及び市内経済の活性化を図ることを目的とする。

（対象となる制度）

第2条 本要綱に定める特例措置を適用する市制度資金は、別表1のとおりとする。

（特例措置）

第3条 経済環境の変化により市制度資金の返済に困難をきたしている中小企業者に対し、条件変更の措置を講じることにより、当該中小企業者の経営の再生を図ることができると見込まれるときは、次のとおり取扱うことができるものとする。

(1) 融資期間の延長

条件変更を行う場合には、市制度資金の各々の要綱に定める融資期間の上限を超えて、別表2に定める期間を延長することができる。

(2) 据置期間の設定

条件変更を行う場合には、市制度資金の要綱の規定にかかわらず、前号の規定により延長された融資期間の範囲内で、据置期間を設定することができる。

2 次の各号に定めるものは、前項に定める融資期間を最長5年間追加で延長し、また、延長された融資期間の範囲内で据置期間を設定することができる。なお、対象となる市制度資金については別表3のとおりとする。

(1) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）

第42条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法第41条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号に規定する指導又は助言（同号ロに係るものに限る。）に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第47条に規定する出資の業務により出資を行った同条に規定する特定投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

(3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協力銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

- (4) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第48条第1項の認定を受けた認証紛争解決事業者が行う同法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続により策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (5) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第19条第4項に規定する支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (6) 前各号に準ずる計画であって、中小企業者等の事業の再生に関するもの

（特例措置の期限）

第4条 令和9年3月31日までとする。

（特例措置適用の報告）

第5条 市制度融資の取扱い金融機関は、第3条に基づく特例措置を講じた場合、速やかに特例措置適用報告書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

適 用	対象となる制度
第2条関係	福島市中小企業一般融資
	福島市中小企業小口融資
	福島市中小企業ゼロカーボン資金融資

別表2

適 用	対象となる制度	期 限
第3条第1項第1号 関係	福島市中小企業一般融資	最長 3年間
	福島市中小企業小口融資	最長 3年間
	福島市中小企業 ゼロカーボン資金融資	最長 3年間

別表3

適 用	対象となる制度
第3条第2項関係	福島市中小企業一般融資
	福島市中小企業ゼロカーボン資金融資

福 島 市 長

金融機関名
 本支店長名
 担当者名
 電話番号

特 例 措 置 適 用 報 告 書

条件変更の特例措置を適用したので報告します。

借 受 者 (補助金受給者)	融資制度名	融資実行日	貸付金額	変更時の 貸付残高
		変更前の 完済予定日	変更後の 完済予定日	保証番号
(事業所名)			円	円
(代表者職氏名)				
(適用条文)				
<input type="checkbox"/> 融資期間の延長 <input type="checkbox"/> 据置期間の設定（据置期間：____年____か月） <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2項第____号関係（据置期間：____年____か月）				
(備考)				

※適用条文は、該当するもの全てにチェックしてください。

なお、要綱第3条第2項の規定を適用した場合は、該当する計画の写しを添付してください。

※事業所名・代表者職氏名・住所等の変更があった場合は、変更内容及び変更日を備考欄に記入してください。

2 福島市中小企業信用保証料補助金

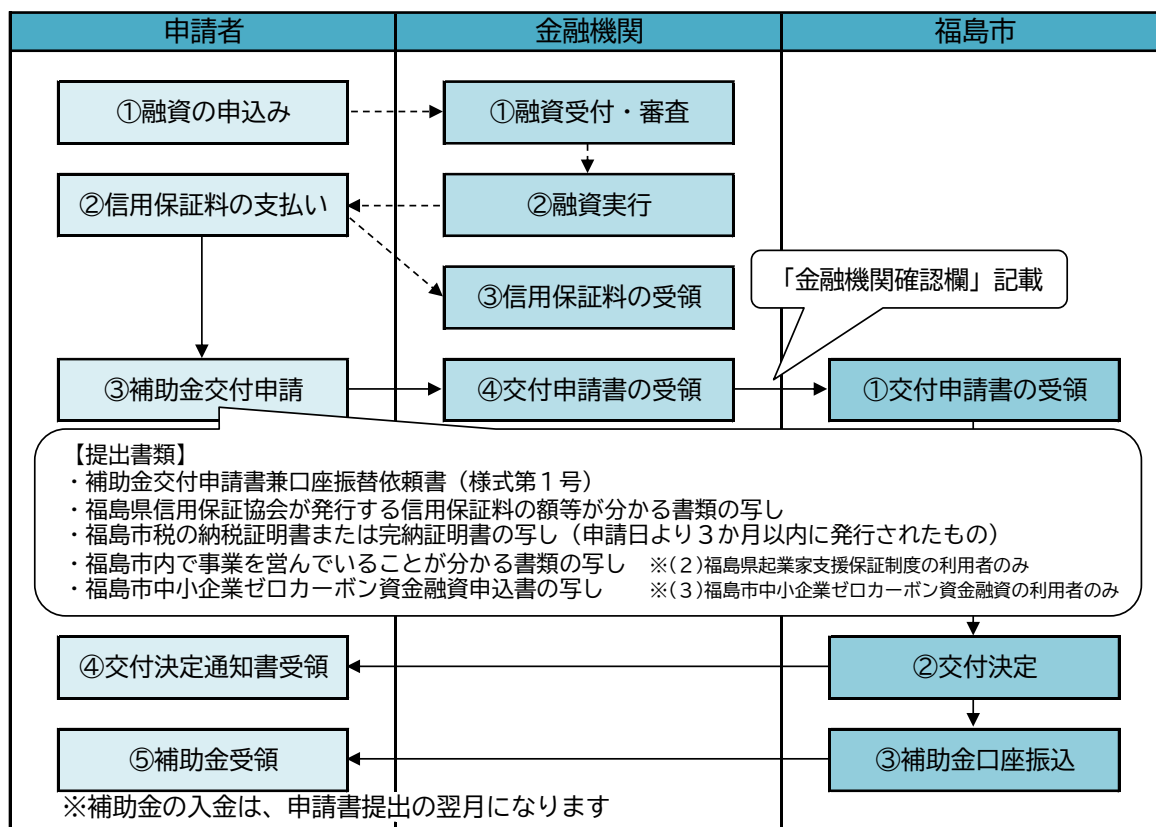
下記に該当する方が支払った信用保証料に対し補助を行い、利用者の負担軽減を図ります。

対象者	補助額	上限額
(1) 福島市中小企業一般融資を借受けた中小企業者	$\times 1/2$	50万円
(2) 福島県起業家支援保証制度を借受けた方のうち、福島市内で事業を営んでいる中小企業者	初回に納付した保証料 $\times 4/5$	
(3) 福島市中小企業ゼロカーボン資金融資を借受けた中小企業者	$\times 2/3$	

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの融資実行分が対象です。

※上限額50万円とは、同一年度内に交付した上記(1)～(3)の融資制度の合計金額になります。

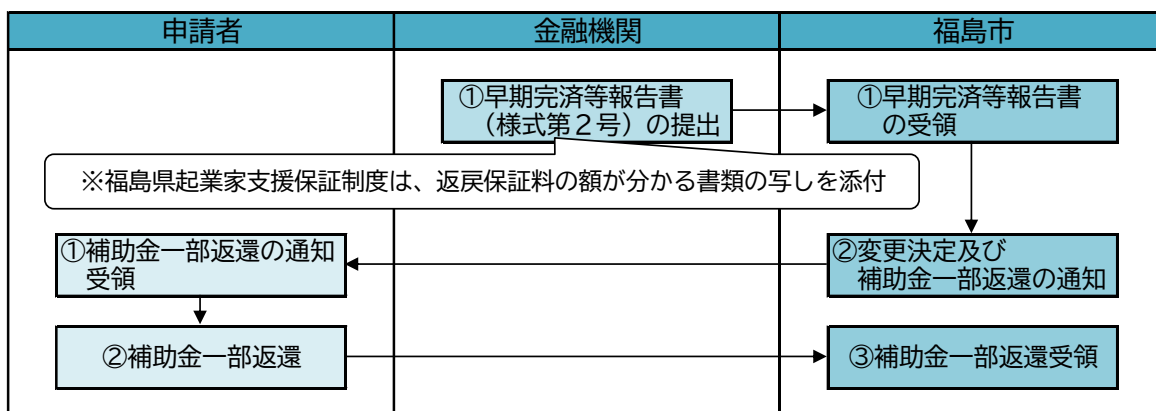
※事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）の適用による保証料率の上乗せ分（0.25%または0.45%）も補助対象となります。



【早期完済時の手続き】

上記(1)～(3)の融資制度による信用保証料補助金を受けられた方で、融資の早期完済等により、福島県信用保証協会より保証料の返戻がある場合は、金融機関から福島市に早期完済等報告書（P30）の提出をお願いします。

※早期完済のほか、代位弁済の場合と保証期間を短縮した場合も報告書の提出をお願いします。



信用保証料補助金の算出例

※中小企業一般融資の場合

信用保証決定のお知らせ（お客様用）

当協会の信用保証料をご利用いただきありがとうございます。この度の信用保証委託申請につきましては、以下のとおり決定いたしました。
 なお、お支払いいただいた信用保証料は、繰上完済により一部を返戻することがあります。

株式会社もりん商事 御中		顧客番号 90132316	保証番号 3000009999
借入金額 13,000,000 円	保証日 令和〇〇年4月15日	保証期間 実行の日から 96か月 (貸付実行日の当日まで)	
保証金額 <small>借入金額に保証割合を乗じた金額</small> 保証割合 100%	制度 福島市震災一般	返済方法 元金均等 1か月目から95か月目まで、1か月毎 136,000円 96か月目 80,000円	

借り換えの場合は、前債務の返戻保証料を差し引く前の額とする。
⇒申請する信用保証料額 **657,800 円**

お支払いいただく信用保証料は以下のとおりです。取扱金融機関を經由してお支払願います。

一括支払 547,003 円 保証料総額(A) **657,800円**から
返戻保証料総額(B) 110,797円を差し引いた金額です。

「責任共有保証料」とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

保証料の計算式は以下のとおりです。

計算区分	計算金額 (円)	責任共有保証料率 (年%)	計算期間	分割係数	保証料額 (円)
据置期間部分 分割返済部分 据置金額部分	13,000,000	× 1.1500	96/12	× 0.550	= 657,800
保証料総額					657,800

返戻保証料総額(B)※同時完済条件の保証について、本保証の融資予定日(令和〇〇年4月15日)を基準に返戻計算をしています。

保証番号	返戻保証料額	保証番号	返戻保証料額
201688888	110,797円		

○補助金交付申請額

補助金交付申請額は、その融資がなされた当該年度当初に一括支払した金額となります。

上記の場合 328,900円 (657,800円×1/2)
(上限50万円)



※信用保証料を分割支払した場合は、分割支払の初回に納付した信用保証料のみが補助対象となります。

信用保証料補助金の「上限50万円」について

1 補助限度額「上限50万円」は、1企業あたりです。

- 例1) 一般融資一般枠(1回目) → 50万円補助金交付
一般融資一般枠(2回目) → 補助限度額のため、補助対象外
例2) 一般融資震災特別枠(1回目) → 30万円補助金交付
一般融資震災特別枠(2回目) → 20万円まで補助対象

2 一般枠と震災特別枠の併用の場合も、補助限度額は合わせて50万円です。

- 例3) 一般融資一般枠(1回目) → 30万円補助金交付
一般融資震災特別枠(2回目) → 20万円まで補助対象

3 一般融資とゼロカーボン資金融資の併用の場合も、補助限度額は合わせて50万円です。

- 例4) 一般融資一般枠(1回目) → 30万円補助金交付
ゼロカーボン資金融資導入資金枠(2回目) → 20万円まで補助対象

4 補助限度額「上限50万円」は、年度単位です。

- 例5) R6年度 融資実行 → 40万円補助金交付済み
R8年度 融資実行 → R8年度 限度額50万円まで補助対象

5 補助金交付年度と同一の年度内に早期完済等に伴う保証料の返戻があった場合、補助限度額は補助金返還額に応じて補助枠が戻ります。

- 例6) R8年度 融資実行 → 30万円補助金交付(残り補助枠20万円)
R8年度融資の早期完済等に伴う15万円の補助金返還
→ R8年度 35万円まで補助対象

※過年度分の融資における保証料の返戻は、現年の補助枠に影響を与えません。

- 例7) R8年度 融資実行 → 30万円補助金交付(残り補助枠20万円)
R3年度融資の早期完済等に伴う15万円の補助金返還
→ R8年度の残り補助枠は20万円から変更されません。

6 補助限度額内であれば何度でも申請可能です。

- 例8) 一般融資一般枠(1回目) → 5万円補助金交付
一般融資震災特別枠(2回目) → 10万円補助金交付
ゼロカーボン資金融資導入資金枠(3回目) → 35万円まで補助対象

記入例

福島市長

福島市への提出日

令和 ○年 4月20日

郵便番号 960-8601
 住所 福島市五老内町3-1
 氏名 株式会社ももりん産業
 代表取締役 花見 山江
 電話番号 (024) 535-1111

ゼロカーボン資金融資の場合は、
 融資申込書（P12）の写し（添付書類含む）
 を添付してください。

福島市中小企業信用保証料補助金交付申請書兼口座振替依頼書

福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱の規定に従い補助金を受けた
 いので、同要綱第5条の規定により申請します。

融 資 制 度 (該当番号に○)	① 福島市中小企業一般融資 (保証料の1/2補助)			
	2 福島県起業家支援保証制度 (保証料の4/5補助)			
	3 福島市中小企業ゼロカーボン資金融資 (保証料の2/3補助)			
借 入 金 額	13,000,000 円 (運 転 ・ 設 備)			
借 入 期 間	自： ○年 4月15日 ～ 至： ○年 4月14日			
信用保証料額(率)	657,800 円 (保証料率 1.15 %)			
補助金交付申請額	328,900 円 (上限50万円、1円未満切捨て)			
取 扱 金 融 機 関 (金融機関確認欄)	金融機関名 にっこり銀行 五老内支店 本支店長名 支店長 古関 栄輝 担当者名 融資係 信夫 山雄 電話番号 (024) 525-3720			
口 座 振 込 依 頼 書	金融機関名	にっこり銀行	支店名	五老内支店
	預金種別	普通当座	口座番号	1234567
	フリガナ	か)モリノキョウ		
	口座名義	株式会社ももりん産業 代表取締役 花見 山江		
添 付 書 類	①協会が発行する信用保証料の額等が分かる書類の写し ②福島市税の納税証明書又は完納証明書の写し ③福島市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し(2の場合) ④福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書の写し(3の場合)			

取扱金融機関が
記載する

<同意事項>

- ・ 取扱金融機関における市長への情報提供に承諾します。
- ・ その他、福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱及びその他関係規則等の規定に従います。

記入例

様式第2号（第7条関係）

令和 ○年10月10日

福島市長

補助金の交付を受けた方が、
当該制度を早期完済した場合などに、
取扱金融機関から報告いただきます。

金融機関名 につこり銀行 五老内支店
本支店長名 支店長 古関 栄輝
担当者名 融資係 信夫 山雄
電話番号 (024) 525-3720

早期完済等報告書

早期完済、代位弁済または保証期間が短縮されたので報告します。

借受者 (補助金受給者)	融資制度名	完済予定日	貸付金額	保証番号
		早期完済日	最終償還金額	返戻保証料額
(事業所名) 株式会社ももりん産業	福島市中小企業 ゼロカーボン 資金融資	RO.4.14	13,000,000 円	3000888888
(代表者職氏名) 代表取締役 花見好子		RO.9.19	3,140,000 円	80,100 円
(事業所名) 株式会社創業機械	福島県起業家 支援保証制度	RO.10.10	1,000,000 円	3000777888
(代表者職氏名) 代表取締役 創業太郎		RO.9.20	期間短縮 円	7,230 円
(事業所名)			期間短縮の場合	
(代表者職氏名)	代位弁済の場合		円	円
(事業所名) 有限会社弁済商事	福島市中小企業 一般融資	RO.2.10	10,000,000 円	3000999990
(代表者職氏名) 代表取締役 弁済次郎		RO.9.26	代位弁済額 5,000,000 円	円
(備考) 株式会社ももりん産業 代表取締役 花見山江 → 花見好子 (事業承継により、代表取締役変更 RO.1.7) 創業機械 → 株式会社創業機械 (法人化のため、屋号変更 RO.4.10) ※ 廃業予定等の情報がある場合は、備考欄に記載をお願いします。				

①添付書類

- ・福島市中小企業一般融資、福島市中小企業ゼロカーボン資金融資（以下「市制度」という。）の場合市制度への借り換えの場合は、新規融資に係る「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」等の写し
- ・福島県起業家支援保証制度の場合
保証料返戻額が分かる資料の写し（保証料返戻のお知らせの写し（お客様宛の資料）等）

②市制度において、借り換え以外の早期完済の場合は、返戻保証料額は空欄可。

③事業所名、代表者名、住所等の変更があった場合は、変更内容及び変更日を備考欄に記入。

福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 市は、中小企業者の金融の円滑化及び負担の軽減を図るため、第3条に定める補助金の対象者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金は、中小企業者がその債務に付された信用保証料を福島県信用保証協会（以下「協会」という。）に対し納付し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）に対して交付するものとする。

（1）次のいずれかに該当する者

ア 福島市中小企業一般融資要綱に基づいて資金を借受けた中小企業者

イ 福島県起業家支援保証制度要綱に基づいて資金を借受けた者のうち、福島市内で事業を営んでいる中小企業者

ウ 福島市中小企業ゼロカーボン資金融資要綱に基づいて資金を借受けた中小企業者

（2）申請年度と同一の年度内に前号の資金を借受けた者

（3）当該債務に対する債権を有する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が、市長へ当該債務に係る情報を提供することを承諾する者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象者が初回に納付した信用保証料（前債務の返戻保証料を差し引いて信用保証料が算定されている場合は、それを含めた額とする。ただし、当該債務を早期完済等したことによる返戻保証料がある場合は、それを差し引いた額とする。）に相当する額の範囲内において、次の各号に定める額とする。

（1）前条第1号アに該当する者 信用保証料の1/2に相当する額

（2）前条第1号イに該当する者 信用保証料の4/5に相当する額

（3）前条第1号ウに該当する者 信用保証料の2/3に相当する額

2 前項において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助対象者あたり同一年度内50万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福島市中小企業信用保証料補助金交付申請書兼口座振替依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 協会が発行する信用保証料の額等が分かる書類の写し

(2) 福島市税の納税証明書又は完納証明書の写し

(3) 第3条第1号イに該当する者は、福島市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し

(4) 第3条第1号ウに該当する者は、「福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書」（添付書類を含む）の写し

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

3 申請書及びその添付書類（第7条において申請書等という。）の提出は、第7条に規定する責務に同意する取扱金融機関が代行して行うことができる。

(交付決定及び実績報告等の併合)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に対し通知するとともに補助金を交付するものとする。

2 前条の交付申請は、規則第22条の規定に基づき、規則第14条に規定する実績報告及び規則第17条に規定する請求と併合するものとする。

3 第1項の交付決定及び通知は、規則第22条の規定に基づき、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(取扱金融機関の責務)

第7条 申請書等の提出を代行する取扱金融機関（以下この条において「提出代行取扱金融機関」という。）は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けた者が虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け又は受けようとしたときは、速やかに市長に報告するものとする。

2 提出代行取扱金融機関は、補助金の交付を受けた者が当該融資を早期完済若しくは保証期間の短縮をした場合等で、協会から信用保証料の返戻があったときは、速やかに早期完済等報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 提出代行取扱金融機関は、市長の求めに応じて、この補助金に係る次の項目を情報提供するものとする。

ア 事業所名及び代表者職氏名

イ 完済融資制度名

ウ 完済予定日

エ 早期完済日

- オ 貸付金額
- カ 最終償還金額
- キ 保証番号
- ク 返戻保証料の額
- ケ アからクに掲げるものに附帯する情報

(補助金の取り消し又は返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 協会から信用保証料の返戻があったとき。

(補助金の返還及び遅延損害金)

第9条 前条により補助金の全部又は一部の返還を命じられた者(以下「債務者」という。)は、市長が定める期日(当該命令の日から20日以内。以下「履行期限」という。)までに補助金を返還しなければならない。

2 市長は、履行期限までに補助金の返還がない場合においては、当該命令した金額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した遅延損害金(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を徴するものとする。

3 前項に規定する遅延損害金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、債務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延損害金を徴収しないものとする。

- (1) 他融資への借換えによる早期完済で、借換え後の借入残高がある場合
- (2) 倒産、破産手続きの開始その他著しい業績不振等によるやむを得ない事由があると認められる場合

5 前項の規定に該当する債務者は、その旨が分かる書類を添えて市長に申し出るものとする。

6 市長は、前項の規定により申出のあった債務者が該当事由に非該当となった場合は、非該当となった日の翌日から起算して遅延損害金を徴収するものとする。

附 則

(施行期日等)

～ (略) ～

(遅延損害金の割合の特例)

- 3 当面の間、第9条第2項に規定する遅延損害金の年14.6%及び年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における遅延損害金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金等から適用する。

福島市長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

福島市中小企業信用保証料補助金交付申請書兼口座振替依頼書

福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱の規定に従い補助金を受けた
いので、同要綱第5条の規定により申請します。

融 資 制 度 (該当番号に○)	1 福島市中小企業一般融資 (保証料の1/2補助)			
	2 福島県起業家支援保証制度 (保証料の4/5補助)			
	3 福島市中小企業ゼロカーボン資金融資 (保証料の2/3補助)			
借 入 金 額	円 (運 転 ・ 設 備)			
借 入 期 間	自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日			
信用保証料額(率)	円 (保証料率 %)			
補助金交付申請額	円 (上限50万円、1円未満切捨て)			
取 扱 金 融 機 関 (金融機関確認欄)	金融機関名 本支店長名 担 当 者 名 電 話 番 号			
口 座 振 込 依 頼 書	金融機関名		支 店 名	
	預 金 種 別	普通 当座	口 座 番 号	
	フリガナ			
	口 座 名 義			
添 付 書 類	①協会が発行する信用保証料の額等が分かる書類の写し ②福島市税の納税証明書又は完納証明書の写し ③福島市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し(2の場合) ④福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書の写し(3の場合)			

<同意事項>

- ・取扱金融機関における市長への情報提供に承諾します。
- ・その他、福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱及びその他関係規則等の規定に従います。

福島市長

金融機関名
 本支店長名
 担当者名
 電話番号

早期完済等報告書

早期完済、代位弁済または保証期間が短縮されたので報告します。

借受者 (補助金受給者)	融資制度名	完済予定日	貸付金額	保証番号
		早期完済日	最終償還金額	返戻保証料額
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(備考)				

①添付書類

- ・福島市中小企業一般融資、福島市中小企業ゼロカーボン資金融資（以下「市制度」という。）の場合
 市制度への借り換えの場合は、新規融資に係る「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」等の写し
- ・福島県起業家支援保証制度の場合
 保証料返戻額が分かる資料の写し（保証料返戻のお知らせの写し（お客様宛の資料）等）

②市制度において、借り換え以外の早期完済の場合は、返戻保証料額は空欄可。

③事業所名、代表者名、住所等の変更があった場合は、変更内容及び変更日を備考欄に記入。

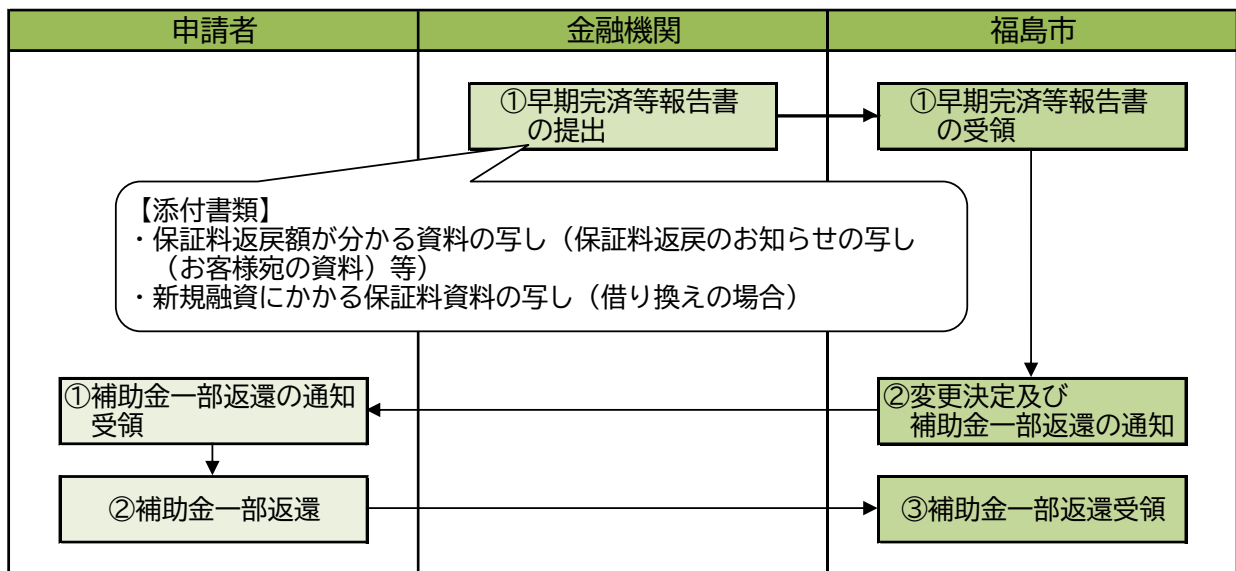
3 福島市緊急経済対策資金融資制度信用保証料補助金 (早期完済時の手続き)

下記に該当する方が融資の早期完済等を行い福島県信用保証協会より保証料の返戻がある場合は、金融機関から福島市に早期完済等報告書（P32）の提出をお願いします。

- (1) 福島県緊急経済対策資金融資制度（豪雨災害特別資金）による信用保証料補助金を受けられた方
- (2) 福島県緊急経済対策資金融資制度（新型コロナウイルス対策特別資金）による信用保証料補助金を受けられた方

※当該補助金は、令和元年～令和2年度の融資を対象に交付したものです。

※早期完済のほか、代位弁済の場合と保証期間を短縮した場合も早期完済等報告書の提出をお願いします。



(福島市緊急経済対策資金融資制度信用保証料補助金用)

令和 年 月 日

福島市長

金融機関名
本支店長名
担当者名
電話番号

早期完済等報告書

早期完済、代位弁済または保証期間が短縮されたので報告します。

借受者 (補助金受給者)	融資制度名	完済予定日	貸付金額	保証番号
		早期完済日	最終償還金額	返戻保証料額
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(備考)				

※添付書類

- ・保証料返戻額が分かる資料の写し（保証料返戻のお知らせの写し（お客様宛の資料）等）
- ・新規融資にかかる保証料資料の写し（借り換えの場合）

※事業所名・代表者名・住所等の変更があった場合は、変更内容及び変更日を備考欄に記入してください。

記入例

(福島市緊急経済対策資金融資制度信用保証料補助金用)

令和 ○年 10月 10日

福島市長

補助金の交付を受けた方が、
当該制度を早期完済した場合などに、
取扱金融機関から報告いただきます。

金融機関名 にとり銀行 五老内支店
本支店長名 支店長 古関 栄輝
担当者名 融資係 信夫 山雄
電話番号 (024) 525-3720

早期完済等報告書

早期完済、代位弁済または保証期間が短縮されたので報告します。

借受者 (補助金受給者)	融資制度名	完済予定日	貸付金額	保証番号
		早期完済日	最終償還金額	返戻保証料額
(事業所名) 株式会社ももりん産業	福島県緊急経済対策 資金融資制度 (新型コロナウイルス 対策特別資金)	RO.4.14	13,000,000 円	3000888888
(代表者職氏名) 代表取締役 花見好子		RO.9.19	3,140,000 円	80,100 円
(事業所名) 株式会社創業機械	福島県緊急経済対策 資金融資制度 (新型コロナウイルス 対策特別資金)	RO.10.10	1,000,000 円	3000777888
(代表者職氏名) 代表取締役 創業太郎		RO.9.20	期間短縮 円	7,230 円
(事業所名)			期間短縮の場合	
(代表者職氏名)	代位弁済の場合		円	円
(事業所名) 有限会社弁済商事	福島県緊急経済対策 資金融資制度 (豪雨災害特別資金)	RO.2.10	10,000,000 円	3000999990
(代表者職氏名) 代表取締役 弁済次郎		RO.9.26	代位弁済額 5,000,000 円	円
(備考) 株式会社ももりん産業 代表取締役 花見山江 → 花見好子 (事業承継により、代表取締役変更 RO.1.7) 創業機械 → 株式会社創業機械 (法人化のため、屋号変更 RO.4.10) ※ 廃業予定等の情報がある場合は、備考欄に記載をお願いします。				

※添付書類

- ・保証料返戻額が分かる資料の写し (保証料返戻のお知らせの写し (お客様宛の資料) 等)
- ・新規融資にかかる保証料資料の写し (借り換えの場合)

※事業所名・代表者名・住所等の変更があった場合は、変更内容及び変更日を備考欄に記入してください。

4 福島市創業応援利子補給事業補助金 ※新規申請受付終了

創業を目指す熱意ある方を応援するため、創業にかかる融資の第1回目の約定返済をした日から起算して1年間全額（最長2年）補助します。

※令和8年3月31日をもって新規申請の受付を終了しました。

なお、同日までに申請・交付決定済みのものについては継続申請いただけます。

1 補助の対象となる融資（対象融資限度額は2,000万円）

- (1) 福島県起業家支援保証制度
- (2) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資
- (3) 市内民間金融機関が実施する融資であって、前号の融資の標準的な条件に準じるものとして市長が特別に認めた融資

2 補助の対象となる者

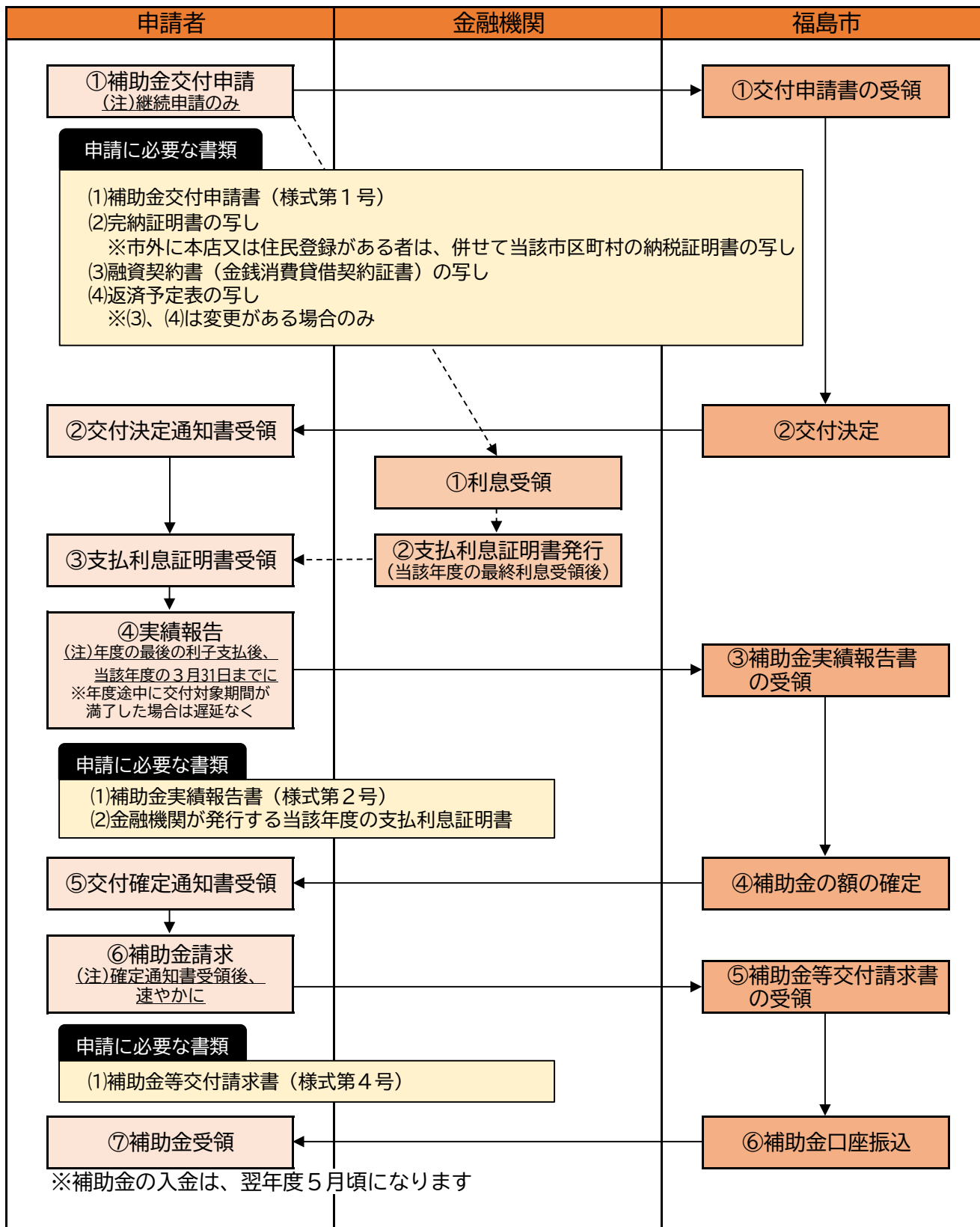
- (1) 対象融資の実行時において、新たに創業する者又は創業後1年以内の者
- (2) 福島県信用保証協会の保証対象となる事業を行う者
- (3) 市内に新たに本店又は主たる事業所を設置する法人又は市内に新たに主たる事業所を設置する個人であって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められる者
- (4) 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っている者
- (5) 市税等を完納している者。併せて市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税を完納している者

3 補助対象期間

- (1) 女性創業者（代表者が女性である法人も含む）…2年
- (2) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条に基づき認定された基本計画に定める中心市街地内で開業する（した）者…2年
- (3) 上記以外の者…1年

※上記補助対象期間のうち、補助金申請日以降に返済日が到来する利子額を補助金として交付

福島市創業応援利子補給事業のフローチャート ※継続申請のみ



福島市創業応援利子補給交付要綱（抜粋）

（趣 旨）

第1条 市は、創業を目指す熱意ある者を支援し、市の経済活性化及び雇用の促進を図るため、創業者が借り入れる資金の利子の支払いに要する経費について、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給のための補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助金の対象となる融資）

第2条 補助金の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、次の各号のいずれかに該当する融資とする。ただし、借換資金としての融資は補助金の対象としないものとする。

- (1) 福島県起業家支援保証融資
 - (2) 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資
 - (3) 市内民間金融機関が実施する融資であって、前号に規定する融資の標準的な条件に準じるものとして市長が特別に認めた融資
- 2 対象融資の額は、2,000万円を上限とし、この額を上回る対象融資については、これを2,000万円の額の対象融資とみなす。

（補助金の対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、前条による対象融資を受けた者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 対象融資を受けた後速やかに創業し、又は、創業後一年以内に対象融資を受けたこと。
- (2) 福島県信用保証協会の保証対象となる事業を行うこと。
- (3) 市内に本店又は主たる事業所を設置する法人又は個人であって、引き続き市内で事業を営むことが確実と認められること。
- (4) 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者にあつては、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。併せて、市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税を滞納していないこと。

（補助金の額及び補助金の交付の対象期間）

第4条 補助金の額は、対象融資に係る支払利子（融資実行日の返済分及び12回の約定返済分若しくは次項各号のいずれかに該当する場合には、融資実行日の返済分及び24回の約定返済分）の額とする。ただし、補助金申請日より前に返済した利子支払額及び返済の遅延に係る利子支払額を除く。

- 2 補助金の交付の対象期間（以下「交付対象期間」という。）は、対象融資に係る第1

回目の約定返済をした日（以下本項において「初回返済日」という。）から起算して1年とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は、初回返済日から起算して2年とする。

- (1) 新規創業者が女性である場合、又は、新規創業に係る事業の代表者が女性である場合
- (2) 新規創業に係る事業が、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条に基づき認定された基本計画に定める中心市街地内で開業された場合

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象融資を受けた後、市長に対し、速やかに補助金の交付の申請（以下本条において「交付申請」という。）を行わなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、交付対象期間が複数年度にわたる場合には、前項の申請に係る年度以降の各年度の始めにおいて交付申請を行わなければならない。
- 3 前2項の規定により交付申請を行おうとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、交付申請を行わなければならない。ただし、前項に規定する場合においては、第3号から第7号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 融資契約書の写し
- (2) 返済予定表の写し
- (3) 金融機関に提出した事業計画書の写し
- (4) 個人事業開業届出書（税務署に提出するもの）の写し又は履歴事項全部証明書の写し
- (5) 許認可等を要する業種にあつては、許可証等の写し
- (6) 事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等
- (7) 女性創業者にあつては、住民票の写し
- (8) 完納証明書の写し（市税に未納がないことの証明書（市民税課での税証明書）、法人に課税が無い場合は代表者のもの）※市外に本店又は住民登録がある者は、当該市区町村の納税証明書の写し（納税状況がわかるもの（法人に課税が無い場合は代表者のもの））を併せて提出
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、規則第5条の規定により補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した場合においては、規則第7条の規定により申請者に通知し、交付しないと決定した場合においては、当該不交付の理由を示して申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、各年度における最後の利子支払後、当該年度の3月31日までに、補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 金融機関が発行する当該年度の支払利息証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において交付対象期間が満了した場合、又は、第9条の規定により年度の途中において交付対象期間が満了したもののみなされた場合にあっては、補助対象者は、遅滞なく前項に規定する報告を行わなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、速やかに規則第15条の規定により補助金の額を確定し、これを補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象外となる場合)

第9条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該該当することとなった日をもって交付対象期間が満了したもののみなすものとする。

(1) 対象融資の返済を延滞した場合等で対象融資に係る期限の利益を喪失したとき。

(2) 対象融資に係る代位弁済を受けたとき。

(3) 対象融資に係る融資の条件を変更したとき。

(4) 営業を取りやめたとき。

(5) 事業所等を市外に転出したとき。

(6) その他市長が対象外と認めたとき。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付した条件又はこの要綱の規定に反したとき。

(3) その他市長が補助金を交付することが適当でないとするとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

福島市長

住所
申請者 ふりがな
氏名
(団体にあつては、団体名及び代表者名)

福島市創業応援利子補給交付要綱第5条により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	福島市創業応援利子補給事業補助金	
補助事業の目的及び内容	創業を目指す熱意ある者を支援し、市の経済活性化及び雇用の促進を図るため、創業者が借り入れる資金の利子の支払いに要する経費について補助する。			
借入金金額			円	
補助対象利子額			円	
今年度の補助対象利子額			円	
補助金交付申請額			円	
着手・完了予定月日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 融資契約書の写し <input type="checkbox"/> 返済予定表の写し <input type="checkbox"/> 金融機関に提出した事業計画書の写し <input type="checkbox"/> 個人事業開業届出書（税務署に提出するもの）の写し又は履歴事項全部証明書の写し <input type="checkbox"/> 許認可等を要する業種にあつては、許可証等の写し <input type="checkbox"/> 事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等 <input type="checkbox"/> 女性創業者にあつては、住民票の写し <input type="checkbox"/> 完納証明書の写し※市外に本店又は住民登録がある者は、併せて当該市区町村の納税証明書の写し <input type="checkbox"/> その他必要な書類			
備考	<input type="checkbox"/> 女性創業者 <input type="checkbox"/> 中心市街地での開業			

記入例

様式第1号（要綱第5条関係）

補助金交付申請書

令和8年4月1日

福島市長

住所 福島市五老内町3-1

申請者 ふりがな ふくしま ももこ

氏名 福島 ももこ

（団体にあつては、団体名及び代表者名）

福島市創業応援利子補給交付要綱第5条により、次のとおり申請します。

補助年度	令和8年度	補助金の名称	福島市創業応援利子補給事業補助金		
補助事業の目的及び内容	創業を目指す熱意ある者を支援し、市の経済活性化及び雇用の促進を図るため、創業者が借り入れる資金の利子の支払いに要する経費について補助する。				
借入金	補助対象となる支払利子全額 (最大12ヶ月分、又は24ヶ月分)		4,000,000円		
補助対象利子額	144,666円				
今利	申請日以降の返済日から年度内最終返済日 (又は最終補助対象返済日)までの合計利子額		76,333円		
補助金交付申請額	76,333円				
着手・完了予定月日	着手	令和8年4月20日	完了	令和9年3月20日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 融資契約書の写し <input type="checkbox"/> 返済予定表 (着手)年度内初回返済日～(完了)年度内最終返済日 <input type="checkbox"/> 金融機関又は最終補助対象返済日 <input type="checkbox"/> 個人事業開業届 履歴事項全部証明書の写し <input type="checkbox"/> 許認可等を要する業種にあつては、許可証等の写し <input type="checkbox"/> 事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等 <input type="checkbox"/> 女性創業者にあつては、住民票の写し <input checked="" type="checkbox"/> 完納証明書の写し※市外に本店又は住民登録がある者は、併せて当該市区町村の納税証明書の写し <input type="checkbox"/> その他必要な書類				
備考	<input checked="" type="checkbox"/> 女性創業者 <input type="checkbox"/> 中心		「完納証明書の写し」 また、契約内容等に変更がある場合は 「融資契約書の写し」 「返済予定表の写し(最新のもの)」 を添付して申請書を提出		

補助金実績報告書

年 月 日

福島市長

住所
申請者 ふりがな
氏名
(団体にあつては、団体名及び代表者名)

福島市創業応援利子補給交付要綱第7条により、次のとおり報告します。

交付決定 指 令 日	年 月 日	交付決定 指 令 番 号	福島市指令 第 号
補 助 年 度	年 度	補助金の名称	福島市創業応援利子補給事業補助金
補助事業等の効果			
着手・完了予定月日	着手	年 月 日	完了 年 月 日
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 金融機関が発行する当該年度の支払利息証明書 <input type="checkbox"/> その他必要な書類		
備 考			

支払利子額の調査同意書

私は、福島市創業応援利子補給交付要綱に基づく、交付の適否の審査のため、支払利息証明書又は残高証明書等で補助対象となる支払い利子が確認できない場合は、市長が当該資金を借り入れた金融機関に対し、支払利子額の報告を求めることに同意します。

申請者氏名 _____

記入例

様式第2号（要綱第7条関係）

各年度3月31日までの日付

補助金実績報告書

令和 9年 3月31日

福島市長

住所 福島市五老内町3-1
申請者 ふりがな ふくしま ももこ

氏名 福島 ももこ
(団体にあつては、団体名及び代表者名)

各年度の補助金交付指令書の
日付、番号を記入してください

福島市創業応援利子補給事業補助金 要綱第7条により、次のとおり報告します。

交付決定 指令日	令和8年4月1日	交付決定 指令番号	福島市指令 第 100-2 号	
補助年度	令和 8 年度	補助金の名称	福島市創業応援利子補給事業補助金	
補助事業等の効果	令和7年4月より、ももりんグッズを販売する「ももりん屋」を開業し、来客数、売上も順調に伸びている。ネット販売により、ももりんグッズを全国的にも販売を実施している。 経営の状況やお店の様子を記載してください			
着手・完了年月日	着手	令和8年4月20日	完了	令和9年3月20日
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関が発行する返済計画書 <input type="checkbox"/> その他必要な書類 申請書と同じ、(着手)~(完了)年月日になります			
備考				

支払利子額の調査同意書

私は、福島市創業応援利子補給交付要綱に基づく、交付の適否は残高証明書等で補助対象となる支払い利子が確認できない場合は、金融機関に対し、支払利子額の報告を求めることに同意します。同意書欄も忘れずに記名してください

申請者氏名 福島 ももこ

補助金等交付請求書

年 月 日

福島市長

住所
申請者
氏名

（団体にあつては、団体名及び代表者名）

福島市補助金等の交付等に関する規則第17条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指 令 日	年 月 日	指令番号	〔 交 付 決 定 確 定 〕	福島市指令第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	福島市創業応援利子補給事業補助金	
① 補助金等の交付決定金額		円		
② 既 交 付 金 額		円		
		(内訳)	年 月 日	円交付
			年 月 日	円交付
			年 月 日	円交付
			年 月 日	円交付
			年 月 日	円交付
③ 今回交付請求金額		円		
未交付額（①－②－③）		円		
摘要				
口座振込依頼書				
金融機関名	銀 行		本店	
	金 庫		支店・支所	
	組 合		出張所	
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義				

記入例

補助金等交付請求書

令和 9年 4月 5日

福島市長

福島市への提出日

住所 福島市五老内町3-1

申請者 氏名 福島 ももこ

（団体にあつては、団体名及び代表者名）

各年度の補助金確定指令書の日付、番号を記入してください

福島市補助金等の 等に関する規則第17条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指 令 日	令和9年3月31日	指 令 番 号	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 交 付 決 定 確 定 </div>	福 島 市 指 令 第1100-20号
補 助 年 度	令和8年度	補 助 金 等 の 名 称	福島市創業応援利子補給事業補助金	
① 補助金等の交付決定金額	76,333 円			
② 既 交 付 金 額	0 円			
	(内訳)	年 月 日	円交付	
		年 月 日	円交付	
		年 月 日	円交付	
		年 月 日	円交付	
		年 月 日	円交付	
③ 今回交付請求金額	76,333 円			
未 交 付 額 (① - ② - ③)	0 円			
摘要				
口座振込依頼書				
金融機関名	にっこり	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">銀 行</div> 金 庫 組 合	五老内	本店 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">支店</div> ・支所 出張所
預 金 種 別	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">1 普通</div> 2 当座	口 座 番 号	1234567	
フリガナ	フクシマ モモコ			
口 座 名 義	福島 ももこ			

